

# 入居保証・生活支援事業

長野県内社協地域公益活動「長野県あんしん創造ねっと」

作成 | 長野県社会福祉協議会 |

## プロローグ（はじめに）

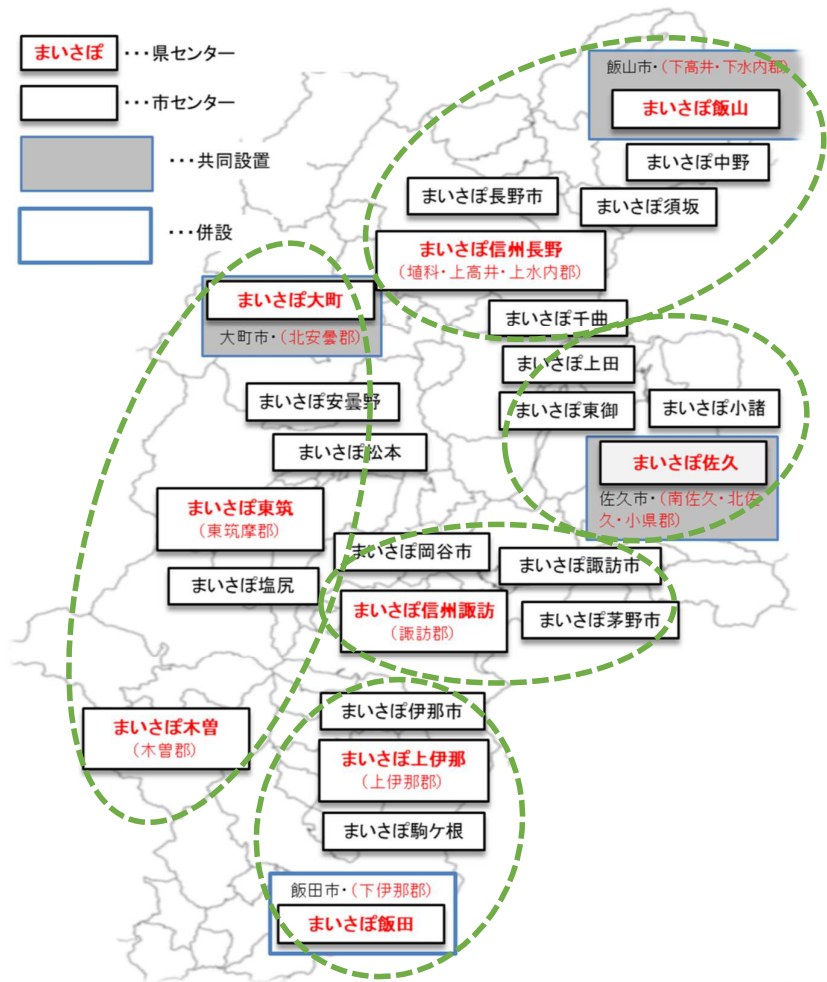
○社会的に孤立した状況と居住の安定の間には強い相関関係があるとの報告がある。『身寄り』のない人、社会的に孤立した人に対する居住支援にあたっては、単に入居を支援し、連帯保証を提供するのみならず、その後の居住生活において社会的に孤立することのないよう、社会とのつながりや社会参加の機会を提供するといった支援が必要である。

○公営住宅についてであるが、国及び地方公共団体が国民に対して、最低限の健康で文化的な生活を保障していることからして、当然ながら、住居を保障する責務をも負っていると考えられるところ、『身寄り』がなく連帯保証人を確保できない人が、公営住宅から排除されることがあってはならないところであり、連帯保証人を不要とするか、少なくとも居住支援法人または家賃債務保証業者による法人保証を可能とする必要があると考えられる。

平成31年3月「『身寄り』のない生活困窮者に対する支援手法に関する調査研究事業報告書」より

# 取り組み背景

- 2015年4月、生活困窮者自立支援法施行。
- 長野県すべての自立相談支援機関を「まいさぼ」と呼ぶ。
- 長野県社協が事業本部。
- 支援員連絡会議にて、**住居確保にあっては、保証人がいないことが課題**であることを把握。



## 内容①

### • 対象者

(1) 入居時の保証人及び連帯保証人が確保できないため賃貸住宅への入居が困難な者

(2) 生活就労支援センター「まいさぼ」の支援プランにより**住居確保が必要とされた者**で、本事業を利用して自立した地域生活を送ることができる者

### • 対象住宅

長野県社協と入居債務保証契約を締結できる長野県内の賃貸住宅

## 内容②

### • 債務保証内容

(1) 滞納家賃（明け渡し請求後の使用に相当する損害賠償金を含み、共益費を除く）及び滞納駐車場使用料

→ 月額家賃（共益費除く）の3ヶ月分に相当する額

(2) 原状回復費用

→ 10万円を限度とした見積り徴収額

### • 契約期間

「入居保証利用契約」及び「入居債務保証契約」の契約期間はともに2年間（※再契約可）

## 事業特徴

### • 特徴① = 入居生活支援

市町村社協が、毎月1度は対象住宅を訪問し、利用者への声掛けや見守りなどを行うとともに、利用者の状況に応じて他の支援機関等の支援を包括的にコーディネートしながら利用者の生活を支援する。

### • 特徴② = 贈与契約

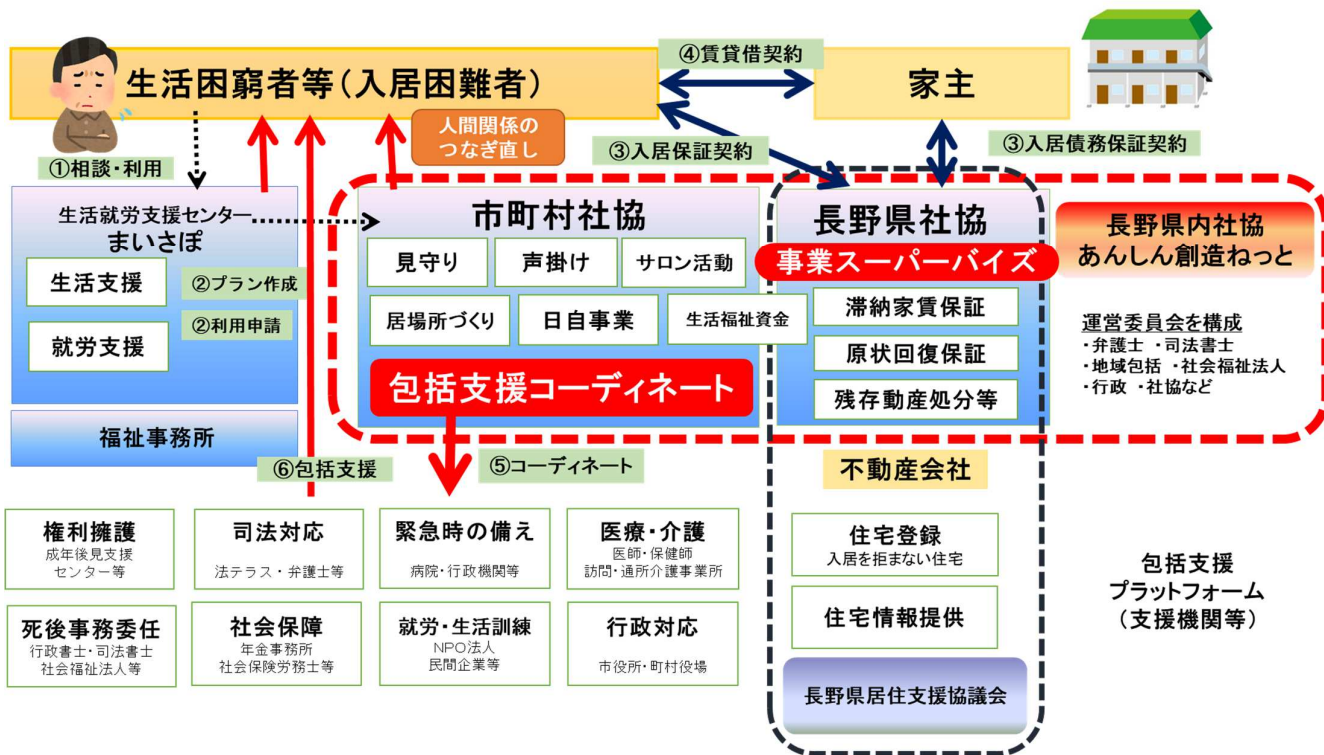
利用者が長野県社協との間で入居保証利用契約とは別に締結する「贈与契約」により、死亡した際や行方不明となった際の残存動産は長野県社協に贈与される。

### • 特徴③ = 居住支援法人

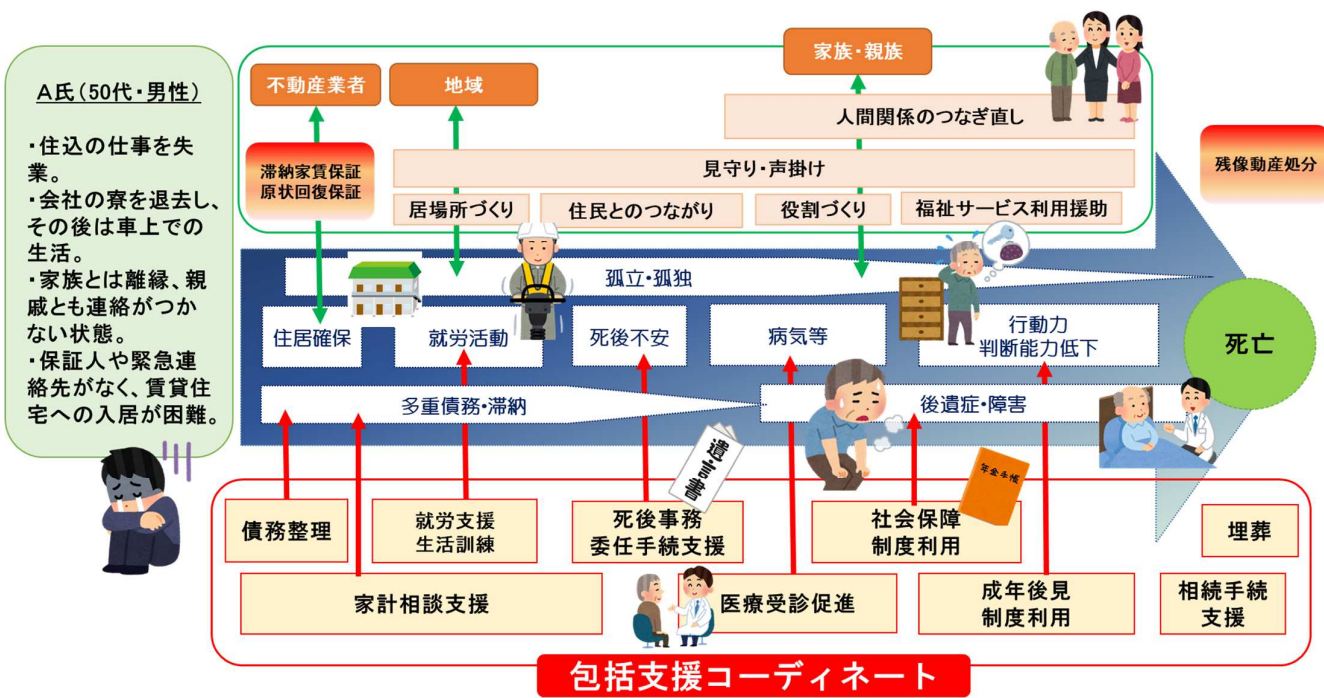
2019年1月、長野県社協が、県内唯一の居住支援法人としての指定を受ける。

※長野県居住支援協議会会員

# スキーム図



# 包括的な支援の想定図



## 事業実施状況 (2021年1月31日現在)

### ○契約件数 (累計) 152件

民間賃貸住宅 38件  
公営住宅 114件  
(うち再契約件数 6件)

### ○終了件数 11件

死亡1件 生活保護4件  
転居等4件 保証人確保1件  
その他1件

### ○債務保証件数 3件

滞納家賃分 161,000円  
原状回復分 106,600円

県は25日、県営住宅に入居する際、県社会福祉協議会(長野市)の保証があれば連帯保証人を確保できなくても入居できるよつにすると発表した。1人暮らしの高齢者などを入居しやすくする目的で、来年1月4日から適用する。

### 連帯保証人 確保できなくても

### 県営住宅入居 県社協が保証

4日から 1人暮らし高齢者らに配慮

県営住宅への入居保証は2017年10月に開始。連帯保証人が確保できず賃貸住宅への入居が困難な人が対象で、退去時に月額家賃の最大3カ月分相当の滞納家賃保証と、最大10万円の原状回復保証が受けられる。市町村社協が定期的な見守りも行う。2年間の利用料は1万2千円で、再契約もできる。

県公営住宅室によると県営住宅は約1万5千戸あり、現在は約1万1500世帯が利用。1人暮らしの高齢者は28%に当たる約3千世帯に上り、同室は「1人暮らしの高齢者の場合、連帯保証人を確保できない場合もある」として、県社協の入居保証を活用することにした。

県営住宅への入居申し込みは、収入が一定基準以下や持ち家がないなど複数の条件が必要。同室は「今後も原則、連帯保証人が必要であることは変わらない」としている。

※2019年1月より長野県は、県営住宅における本事業の利用を可能とし、その後、10市町村においても同様に本事業の利用に至る。

## 取材レポート

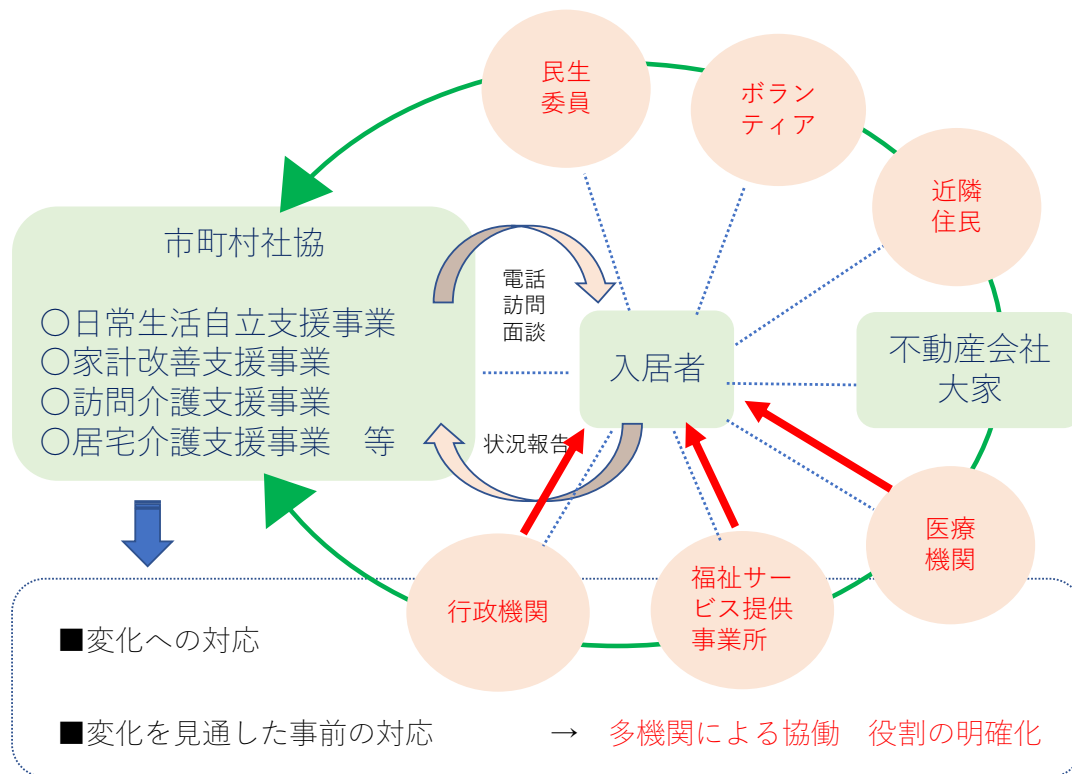
- 48軒のアパートの大家さん。これまで本事業の利用者3名を受け入れ。生活保護世帯も可能な限り受け入れている。
- 敷地内に事務所があるため、入居者を見かけると声をかけてはお茶飲みをしながらコミュニケーションを取っている。仕事を紹介することも。
- 新聞や郵便物、電気メーターの検針状況で気になる世帯には介入。
- 部屋が空いた時は地元社協にお知らせしている。
- 「入居者の過去のことは関係がない」「本人のこと、まちのことを考えて必要な方に入居いただいている」(大家さんの談)



# 入居生活支援

☑ 「どこかと」「だれかと」つながっているしくみ

☑ 「どこかが」「だれかが」気づいた変化が社協につながるしくみ



## エピローグ（おわりに）

- 家族や親族がいない、関わりがないという環境要因により、自らの人生への意思や希望を断念することがあってはならない。本人の**権利擁護の視点から保証**という課題に取り組むことが大切である。
- 入居保証を考えると、それは単に住居を確保することだけに留まらない。**その方の生活を人生軸でとらえ、本人の生き方、死に方、死後への意思に寄り添うための包括的な支援**についても考えていく必要がある。
- 人生の過程に対しての不安を解消し、「あんしん」を創造していく。